平成２５年（フ）第１１８８２号
埼玉県狭山市北入曽936―１入曽第２寮309、住民票上の住所茨城県古河市雷電町12―50―Ａ―202
債務者　渡邉　　聖（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８８３号
東京都あきる野市平沢東１丁目８－１－Ｃ－101
債務者　吉村　博希
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８８４号
千葉県市川市稲荷木２丁目14―21　先立方
債務者　山本　悦久
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８８５号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目13―14―202
債務者　高島　和哉
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８８６号
東京都大田区羽田３丁目34―５―202
債務者　菅原　多吉
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８８９号
東京都葛飾区新宿２丁目13―13―101
債務者　宮入　洋樹
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９１号
千葉県市川市南八幡４丁目15―16―203
債務者　大家　まり
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９２号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾１丁目５―12　広田荘２階
債務者　砂川美枝子（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９３号
東京都小金井市前原町２丁目20―16
債務者　泉　奈津子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９５号
東京都武蔵村山市中央１丁目24―３―Ａ102
債務者　村上賢一郎
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９７号
東京都足立区鹿浜２丁目39―12―210
債務者　笹木しのぶ
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９９号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場２丁目23―６―202
債務者　河野　菊江
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９００号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目29―８―504
債務者　後藤　由美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９０１号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目２－３―202
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９０７号
東京都板橋区若木２丁目13―10―1033
債務者　舘川　　麗
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９１３号
東京都中野区南台３丁目34―21―101
債務者　安田　隆光
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部